

ひょうご経済・雇用戦略推進会議開催要綱

1 目的

ひょうご経済・雇用戦略の効果的な推進を図るとともに、戦略の評価・検証、社会経済情勢に応じた新たな施策の検討にあたって、有識者等の意見聴取を行うため、ひょうご経済・雇用戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) ひょうご経済・雇用戦略（2023～2027年度）の推進に関する事
- (2) ひょうご経済・雇用戦略（2023～2027年度）の評価・検証に関する事
- (3) 新たな施策の検討及び戦略の充実に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前3号に定める目的を達成するために必要な事項

3 運営

- (1) 推進会議は、別表に掲げる者をもって構成する。
- (2) 推進会議の会議（以下「会議」という。）の開催に係る構成員の招集は、産業労働部長が行う。
- (3) 構成員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ承認を得て、代理人を出席させることができる。
- (4) 会議の議事を進行するため、構成員の互選により、座長を選任する。座長は、構成員の承認を得て、構成員の中から座長代理を指名することができる。
- (5) 座長代理は、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- (6) 産業労働部長が必要と認めたときは、構成員以外の者に会議への出席及び会議に係る職務への従事を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) 会議は、公開とする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。
- (8) 議事録及び会議資料は、原則として公開とする。なお、公開にあたっては個人情報保護の保護に留意するとともに、前項のただし書きに該当する事項は除く。

4 分科会の開催

- (1) 検討事項の一部について、特定の構成員からの意見聴取及び意見交換が必要な場合は、分科会を開催することができる。
- (2) 分科会に招集する構成員は、産業労働部長が指名する。
- (3) 分科会の議事を進行するため、分科会構成員の互選により、分科会座長を選任する。なお、分科会の招集は、兵庫県産業労働部長が行う。
- (4) 分科会の運営については、「3 運用(2)～(8)」の規定を準用する。

5 謝金・旅費

- (1) 構成員又は3(3)および3(6)に掲げる者が会議及び会議に係る職務に従事したときは、謝金及び旅費を支給する。
- (2) 謝金の支給については、別に定める。

- (3) 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 44 号）の規定により算出した額に相当する額とする。

6 委任

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 8 月 4 日から施行する。

（この要綱の効力）

- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表

ひょうご経済・雇用戦略推進会議 構成員

氏 名	団 体 ・ 役 職 等
上 村 早 苗	株式会社淡路島観光ホテル 女将
上 村 敏 之	関西学院大学 経済学部 教授
蔭 山 広 明	神戸大学大学院 科学技術イノベーション研究科 副研究科長 教授
瓶 内 栄 作	芸術文化観光専門職大学 准教授
川 村 昌 志	新産業創造研究機構 専務理事
國 井 総 一 郎	兵庫県公立大学法人 理事長
笹 嶋 宗 彦	兵庫県立大学 情報科学研究科/社会情報科学部 教授
那 須 健	日本労働組合総連合会兵庫県連合会 会長
服 部 博 明	株式会社みなと銀行 特別顧問
原 田 哲 男	兵庫県立大学 高度産業科学技術研究所 所長
平 井 大 介	株式会社水登社 代表取締役社長
藤 岡 ゆ か	神戸商工会議所 副会頭 (藤岡金属株式会社 代表取締役社長)
藤 嶋 純 子	株式会社フジ・データ・システム 代表取締役社長
藤 田 智 香	不二電気工事株式会社 代表取締役
山 下 紗 矢 佳	武庫川女子大学 経営学部 准教授